



愛知県代協・名古屋南支部だより

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会 〒460-0008 名古屋市中区栄 1-13-4 みその大林ビル 6 階 C 号  
<http://www.aichidaikyo.or.jp/>

発行者 名古屋南支部長 川口順也  
編集者 広報委員 赤須史尚  
TEL : 052-203-8722 FAX : 052-203-8723  
Eメール : aidaikyo@crocus.ocn.ne.jp

2018年7月

平成 30 年 7 月度 名古屋南支部 定例会

参加：会員 17 名 賛助会員 1 名 セミナー講師 1 名

開催日：平成 30 年 7 月 19 日（木）11:30～ 場所：サイゼリア 名古屋新栄スポーツ店

川口支部長挨拶：4 支部合同セミナーが 11 月 21 日に行われます。

8 月 1 日に理事会があります。

8 月は三木会はありません。納涼会を 8 月 17 日に行います。

組織委員会：支部の活性化の推進

名古屋南支部、今年は 2 会員の増強

教育委員会：賠責セミナーの手伝いに行きます。7 月 27 日 名古屋開催

次回の委員会は 8 月 7 日です。

企画環境委員会：7 月 27 日 13:30 より、代理店賠責セミナーが損保ジャパン日本興  
亜の名古屋支店で行われます。名古屋セミナーの参加者は現在  
39 名。南支部は 5 名です。本日、20 名まで決めたいと思います。

CSR 委員会：7 月 11 日 交通安全県民運動に参加しました。

ぼうさい探検隊マップコンクール、参加登録お願いします。

広報委員会：代協便りの件で委員会にて、外注に校正を依頼するかディスカッション  
しました。支部便りを 1 日でも早く出せるように努めます。

財務委員会：活動費を無駄のない様に支部長と打ち合わせの上、使っていきます。

賛助会員：ファブリカ様

「選べるキャンペーン」連月か、件数チャレンジ、よろしくお願いします。

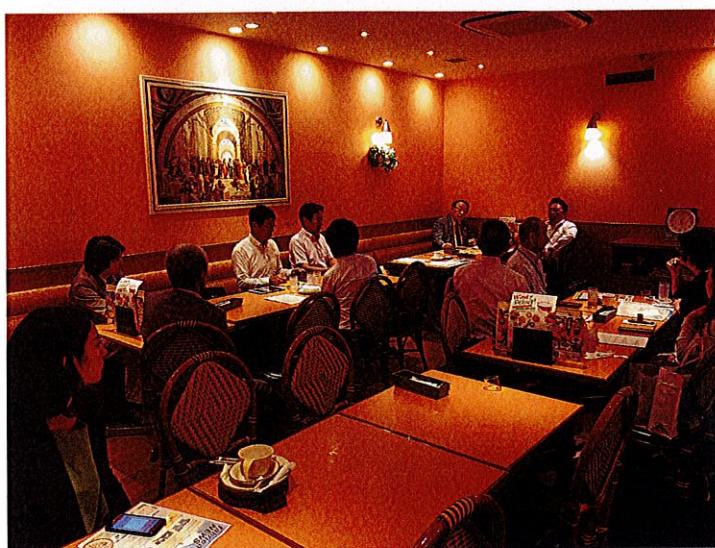
ミニセミナー：自己破産と保険の関係 ～破産手続き上、保険はどう扱われるのか。  
鶴舞総合法律事務所 安井先生

県代協より佐藤副会長：8 月 1 日 愛知県代協正副会議と 14:30 より理事会開催  
賠責セミナーお願いします。

10 月 13 日 熱田神宮清掃

11 月 10 日 豊川稻荷清掃

赤須顧問：先日の水害を受け、火災保険の水害不担保にしている方、再度、お客様に  
確認すべきでは？



# fabrica NEWS



2018年 7月号

いつも大変お世話になっております。  
弊社で開催中のキャンペーンや、お知らせ、  
ちょっとした情報などをお届け致します！

## ★第11回ファブリカゴルフ部★

6月13日 関ヶ原カントリークラブ★  
優勝は三重県四日市の代理店Tさんでした＼(^o^)／  
次回は愛知県開催予定です。



## ★社員総会が行われました★

6月8日東別院ホールにて、  
ファブリカコミュニケーションズの  
社員総会が行われました。  
臨時休業させていただき  
ご迷惑をおかけ致しました。  
BP事業部からは営業部・平野、サービス  
部・青木が優秀社員として表彰されました！



## 第20回RINGの会 オープンセミナー

今年もRINGの会に参加してきました！今  
年のテーマは「十年一剣」。  
顧客本位とは？生き残る代理店とは？  
業界の今後など非常に勉強になった1日とな  
りました。



## 気になる ニュース

### AIで個人単位の保険設計 生損保一体で開発

2018年6月29日 日本経済新聞

東京海上ホールディングスの永野毅社長は日本経済新聞のインタビューで、人工知能（AI）を活用し、個人単位で補償内容を設計する次世代型保険商品を開発する考えを明らかにした。個人の家族構成や人生のイベントに応じて生命保険と損害保険を組み合わせ、最適な商品を提案する。デジタル分野に毎年100億円超を投じ、保険ビジネスの変革をめざす。

東京海上は2002年に業界で初めて「超保険」と呼ぶ生損保が一体となった商品を販売。顧客の家族を含めた保険の加入情報を把握し、補償が足りない分野や重複する分野で適切な保険を提案している。

永野氏は5月に20年度までの中期経営計画を策定したことを受け、「AIを活用して進化させる。多様化する消費者ニーズを踏まえ、顧客属性に応じた最適な補償を案内したい」とオーダーメード型保険の商品構想を示した。顧客の資産、健康状態、結婚や住宅購入といった人生設計などをAIが分析し「個人に応じた世界に一つだけの商品設計ができるようになる」と強調。3~5年後をメドに実現したいと語った。

デジタル分野を中心とした戦略投資枠には毎年100億円超を充てる。新商品やサービス開発ではすでに提携しているNTTドコモなど「プラットフォーム」と共同プロジェクトをやったり、海外のスタートアップに投資したりして生まれた技術を日本市場などで試していく」と述べた。中計では年平均で最大7%の利益成長を目指に掲げた。その柱となる海外事業は引き続きM&A（合併・買収）による規模拡大を目指す。

近年は米欧で大型M&Aを繰り返し、先進国市場で一定の基盤を構築。グループ一体経営や資産運用力の強化で年240億円の増益につなげた。2018年3月期は連結純利益のうち、海外の占める比率が約5割に達している。今後については「北米に加えてアジアの成長を取り込みにいく」と本格的にアジア市場を開拓する意欲を示した。

6月に損保会社の買収を発表したタイをはじめ、インドネシア、マレーシア、インドなどで自動車保険を中心に販売を強化する。海外収益に占めるアジア新興国の割合は現状の1割弱から2割超に高める目標だ。一方で「欧米でも大型の買収機会があれば狙っていく」と話し、投資先の地域や事業を一段と分散し収益の安定化をめざす。

## fabricaNEWS 2周年特別クイズ企画★

毎月発行しているこのファブリカニュースも早い  
もので**2周年（第24号）**となりました！  
2周年を記念してクイズに正解した方にはちょっと  
したプレゼントをご用意しております♪

Q.ファブリカの受付フリーダイヤルは何番でしょ  
うか？

0120-□ □ □ - □ □ ?

## ファブリカスタッフ紹介コーナー★

### 受付・配車グループ課長

**鈴木 博登**

新卒入社7年目  
受付業務は今年で3年目。  
サービス部門・修理担当の経験もある  
ため、修理に関するお問合せにも対応  
できます。  
お客様対応はもちろん代理店様への対  
応も好評価をいただいております。  
お電話越しに関わることがほとんどで  
はありますが、今後ともどうぞよろし  
くお願い致します。



提携代理店の皆様へ

# 選べるキャンペーン start !!



## ☆連月キャンペーン☆

- ①エントリー期間（7月～9月）に鍛金塗装修理もしくはレンタカー依頼を1件以上ご紹介
- ②エントリー月から6ヶ月間、毎月1台以上の鍛金塗装修理案件もしくはレンタカー案件を連月でご紹介頂くと、それぞれの通常手数料ポイントに下記ボーナスポイントを上乗せ付与！！

※鍛金塗装修理、レンタカーでのご利用を合算してカウントします。

1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目
1,000P	2,000P	3,000P	5,000P	8,000P	10,000P
×件数	×件数	×件数	×件数	×件数	×件数

### 《注意》

- ☆1件目ご紹介の後に「連月キャンペーン」か「件数キャンペーン」を選んでエントリーしてもらいます。
- \*修理の場合は、修理費用が合計15万円以上が対象。ガラス修理は対象外となります。\*レンタカーの場合は、3日以上のご利用が対象となります。
- \*受付日ベースにてカウントいたします。\*(連月キャンペーンの場合のみ)エントリー月以降に連月が途切れた場合、ボーナスポイントは消滅します。
- ※リエントリー：1度エントリーした後にキャンペーン種目を変えることが1度だけ出来ます。但し、リエントリーの場合はリエントリーの申し出があった該当月の件数が1件マイナスとなります。

ご契約者様の「もしも」の時は永久保証付きの「鍛金塗装ファブリカ」にお電話下さい。  
レンタカーは免費〇キャンペーン中！安心の補償と豊富な車種構成お気軽にお問い合わせを！



0120-102-595

株式会社ファブリカコミュニケーションズ  
鍛金塗装ファブリカ事業本部  
〒486-0932 愛知県春日井市松河戸町 1434-1  
TEL0568-36-9355 FAX0568-36-8543

平成30年7月19日

## 自己破産と保険の関係 ～破産手続上、保険はどう扱われるか？

名古屋市昭和区御器所通3丁目18番地

エスティプラザ御器所4階

鶴舞総合法律事務所

TEL 052-852-1220

FAX 052-852-1227

k.yasui@tsuruma.net

弁護士 安井一太

### 第1 はじめに

保険代理店に勤める方も、突然、自己の扱う保険契約者の代理人、破産管財人と名乗る人から連絡が来る場合もある。連絡をする側では一体何が起こっているのか？

### 第2 基本概念

・破産手続：債務者の総財産を現実に売却ないし処分することで金銭化し、

その換価金を各債権者にその債権額に応じて配分する手続

・免責手続：破産者が負う債務を免除する手続

破産 ≠ 免責 !!!

c f. 倒産

### 第3 破産手続の流れと保険

#### 1 弁護士と破産者の相談 + 受任

・事情の聴き取り（債務総額、債務増加の経緯、収入等）

・手続（債務整理、破産、個人再生）の選択

## 2 破産申立ての準備

### (1) 財産状況の把握

→ 破産者からの申告や資料から、財産状況を把握

ア 積極財産はどれくらいあるか

(ア)・生命保険 → 解約返戻金は積極財産。積立式の保険は解約の対象となる。

∴・破産とは財産の整理。生命保険の中には解約返戻金がある場合があり、解約返戻金は整理すべき財産に含まれる。∴原則的に、破産者自ら保険を解約して解約返戻金を申立代理人や破産管財人に渡すか、破産管財人が保険を解約して解約返戻金を直接回収する。

・ただし、20万以内なら自由財産拡張（破産者が生活を維持するために保有できる財産）の対象。

・自動車損害保険 → 基本的に解約の対象とならない。

∴・解約返戻金などない。

・ただし、破産者の自動車が債権者に引き上げられたり、換価の対象になる場合がある。破産者が自動車を所持していないのに自動車損害保険に加入しているのは意味がないので、解約の対象になり得る。

・学資保険 → 破産者（親）が支払いを積立しているので親の財産と判断される可能性が高い。但し、自由財産拡張の対象となり得る。

### (イ) 破産申立前に交通事故に遭っていた場合

a 被害者が破産者の場合

・車両の修理費用：破産財団（破産管財人に管理処分されるべき財産）に帰属

・治療費 : 破産財団に帰属させない、自由財産ないし自由財産拡張の対象

・休業損害、逸失利益：破産財団に帰属。自由財産拡張の対象になり得る。

・慰謝料 : 破産財団に帰属。自由財産拡張の対象になり得る。

b 加害者が破産者の場合

→加害者が破産すると、加害者に対する損害賠償請求権（加害者の加

入する任意保険会社に対する保険給付請求権)も破産財団に帰属し、免責の対象となり、賠償を受けられない?

⇒先取特権とし(保険法§221)、他の債権者に優先して弁済を受けられる。実際は、法律上の手続を踏まず、先取特権であることを根拠に、保険会社に任意の弁済を交渉することになる。

- ・なお、加害者が破産者で、任意保険に加入していない場合も、「破産者が故意や重大な過失によって加えた、相手の生命や身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権」は非面積債権(破産法§253)。

c.f. 破産申立後に交通事故に遭って取得する損害賠償請求権は、新得財産として破産財団に帰属しない。

イ 消極財産はどれくらいあるか

- ・保険料の支払いは支出ではあるが、必ずしも解約しなければならないわけではない。
- ・契約者貸付は? → 解約返戻金と契約者貸付を相殺する

(2) 陳述書の作成(債務増加の経緯等)

(3) 破産者には家計の状況をつけてもらう

3 各債権者に対して受任通知書の発送 + 回答を得る

- ・債権者に対して弁護士が受任したことを通知。
- ・債権者から破産者への取り立ての連絡が止まる。  
∴偏頗弁済(一部の債権者のみに対する弁済)になっては意味ない。否認権行使の対象となる。

4 破産申し立て、免責許可の申立て、自由財産拡張の申立て(法人の場合はなし)

- ・自由財産拡張の申立て
- ・破産者も生活していくなければならないので、現金99万円までなら保有できる。
- ・生命保険は、生活上の必需品ではないが、加入していることも合理的な

ことで、特に高齢者や病気の者はいったん解約すると再加入が難しい。

→ 解約返戻金 20万円以内で拡張対象。

※解約返戻金について、A 保険 10万、B 保険 6万、C 保険 5万の場合、個々で見ると 20万円以内だが、合計すると 21万円なので、すべての解約が必要。

## 5 破産開始決定、破産管財人の選任

- ・裁判所から出される補充事項の補充
- ・裁判所から選任された破産管財人との面談、破産管財人への財産の引渡し、破産管財人による財産状況の再調査

## 6 免責許可決定、同時廃止決定

- ・免責許可決定：免責不許可事由がなかったり、あっても裁判官の裁量による免責が認められれば、免責許可決定となる。
- ・免責不許可事由（破産法 § 252 I 各号）：例えば、
  - ① 浪費やギャンブルにより多額の借金をしてしまった場合
  - ② 財産隠し、財産を壊す、勝手に他人に贈与した場合
  - ③ 破産申立てをする前の1年間に、住所、氏名、年齢、年収等の経済的な信用に関わる情報について嘘をついた上で、お金を借りたり、クレジットカードで買い物をしたりしたような場合
  - ④ ローンやクレジットカードで商品を買った上で、その商品を非常に安い値段で売ってお金に替えた場合
  - ⑤ 破産の申立てをした非から数えて7年以内に免責を受けたことがある場合
  - ⑥ 裁判所や破産管財人が行う調査に協力しなかった場合
- ・同時廃止：破産手続快泳決定と同時に破産手続を廃止する場合（破 § 216）。

以上